

第四次

# 常総地方広域市町村圏事務組合 消 防 基 本 計 画

令和元年度～令和10年度



令和元年 8月

常総地方広域市町村圏事務組合消防本部

# 目次

1	はじめに	
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	計画の構成	2
(3)	計画の期間	2
(4)	期間中の評価	2
2	当消防本部を取り巻く現状と課題	
(1)	消防本部の概要	3
(2)	消防本部の現況	4
	①位置・面積・管内人口の推移	
	②組織	
	③施設	
	④災害発生状況	
	⑤消防財政の現況	
(3)	消防本部の課題	14
	①若手職員の育成	
	②救急需要の増加、救急隊の専従化	
	③PA連携の強化	
	④女性職員の活躍推進	
	⑤消防庁舎等の総合的管理及び職員の人員管理	
	⑥消防車両の更新、整備	
	⑦消防の広域化	
	⑧常備消防の一元化	
3	当消防本部の将来像（基本構想）	
(1)	変革を求められる消防組織体制	23
(2)	消防力適正配置検討委員会の発足（目指す姿）	23
(3)	消防力適正配置検討委員会における協議内容	24
(4)	消防力適正配置検討委員会における答申内容（原文掲載）	26

#### 4 重点施策、その展開（実施計画）

（１）基本方針と施策	29
（２）答申内容を踏まえた具体的な重点施策（概要）	29
（３）消防庁舎（施設）の管理及び隊の運用計画	30
（４）職員の配置計画	31
（５）救急業務の高度化推進及び充実強化	32

#### 5 その他の施策（推進事業）

（１）更なる防火・防災対策の推進	35
（２）地域における救命力の育成等	41
（３）危機管理体制の連携強化と防災意識の向上	44

# 1 はじめに

## (1) 計画策定の趣旨

平成17年8月につくばエクスプレスが開業し、当消防本部管内に二つの駅が開設されたことから、駅周辺を中心に大規模マンションや商業施設が建設され、宅地開発も進み、人口増加が続いております。しかし、管内人口はここ数年がピークとみられ、今後緩やかではありますが、少子高齢化に伴う人口減少が始まると考えられます。

また、地方財政の状況は、この生産年齢人口が減少するため、税収入の増加が容易に期待出来なくなる一方で、超高齢化社会を迎え、社会福祉関係費の割合が増すことが想定されるところです。

一方、近年、東日本大震災、熊本地震をはじめとする巨大地震、また、超大型台風や竜巻等の自然災害が全国各地で発生しています。特に南海トラフ地震や首都直下地震などの発生確率は非常に高まっており、これらの対応が急がれ、また、NBC災害や列車事故などの多数傷病者事故の発生も危惧されているところであります。平成27年9月、当消防本部管内を襲った「関東・東北豪雨」においては、鬼怒川堤防が決壊し、常総市内の約3分の1が浸水、住宅全半壊5000棟を超す未曾有の大災害により、自然災害の恐ろしさについて、身をもって感じたところです。

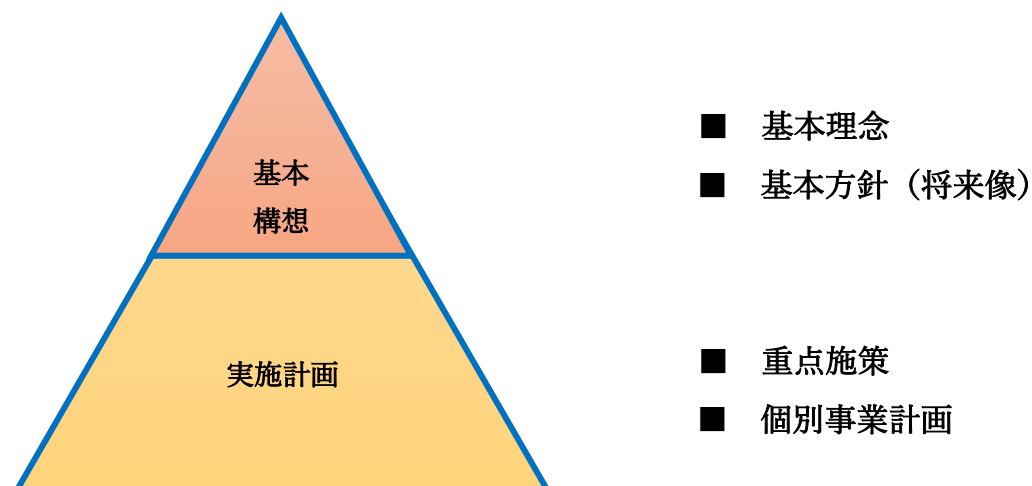
これらの災害対応の外、高齢化による社会環境の変化により、救急業務の増加が想定され、これからの消防は、社会情勢や市民のニーズの変化に的確に対応し、住民の生命、身体、財産を守っていくことが強く求められています。

当消防本部は、これらの負託に応えるべく、昨年度、消防力適正配置検討委員会を立ち上げ、消防力を低下させることなく、消防署所の統廃合を考慮した効率的で効果的な配置を検討したところであります。住民、防災の専門家等の意見を取りまとめ、科学的データを加味し、当組合管理者に対し、答申を行いました。

この度、平成18年より策定・運用していた消防基本計画の大幅な見直しを行うとともに、この答申内容を踏まえた、未来の消防体制強化のため、そして、住民ファーストの施策を丁寧かつ早急に敢行するため、ここに「第四次常総地方広域市町村圏事務組合消防基本計画」を策定したものです。

## (2) 計画の構成

計画の構成は、「基本構想」と「実施計画」の2階層構成とし、基本構想では基本理念を掲げ、それに基づく将来像としての基本的な施策の方向性を示し、実施計画では、これらを実現するための核となる重点施策及び別に策定する具体的な個別事業の内容を示す計画とします。

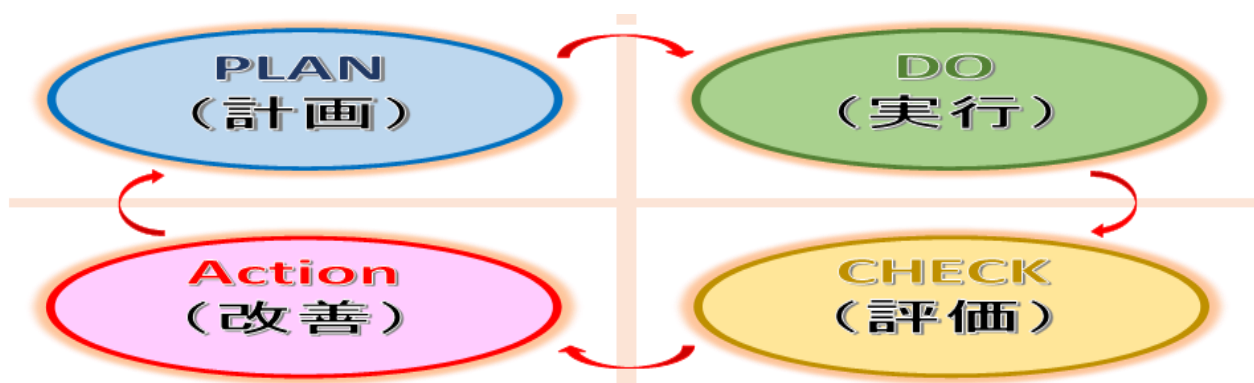


## (3) 計画の期間

計画の期間は、長期的かつ総合的な視点に立った取り組みが求められることから、令和元年度から令和10年度までの10年間とします。個別事業計画については、本基本計画に基づき、令和2年度に策定する予定です。但し、消防力適正配置検討委員会における答申内容を踏まえ、消防庁舎の統廃合、移転等については更に12年間延長し、令和22年度までの概要計画を示すものとします。

## (4) 期間中の評価

基本方針実現に向けて策定された基本計画を着実に実行するため、また、消防業務に対する住民のニーズの変化や、社会・経済情勢に柔軟に対応するため、PDCAサイクルによる進行管理を行います。構成市の状況変化、また、計画の進捗状況等を踏まえ、修正の必要があると判断したときは、速やかに本基本計画の見直しを行います。



## 2 当消防本部を取り巻く現状と課題

### (1) 消防本部の概要

常総地方広域市町村圏事務組合消防本部は関東平野のほぼ中央、茨城県南西部に位置しており、常総市、守谷市及びつくばみらい市の3市で構成されています。管内全域が首都50km圏にあり、特に南部地域は首都圏のベッドタウンとして栄えており、鉄道沿いに人口が集中し、急激に都市化が進んでおります。

昭和52年4月1日、全国的な消防常備化及び自治消防における広域化の高まりに伴い、当地域にも水海道市消防本部を母体として、当消防本部が発足しました。水海道市、守谷町、谷和原村の3市町村による、消防本部の外、1消防署2出張所体制でスタートし、以来42年が経過、この間、平成18年に谷和原村が隣接する伊奈町と合併、つくばみらい市となり、伊奈地域が新たに管轄に加わりました。また、平成14年に守谷町が市制を施行し守谷市となり、平成18年に水海道市は隣接する石下町を編入し常総市と改称しました。

現在は1本部3消防署5出張所体制となり、管轄面積194.55km<sup>2</sup>、管内住民15万人の生活安全の希求に対応すべく、積極的な消防行政を進めております。

(常総市石下地域は、隣接する茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部へ常総市が事務委託をしている)

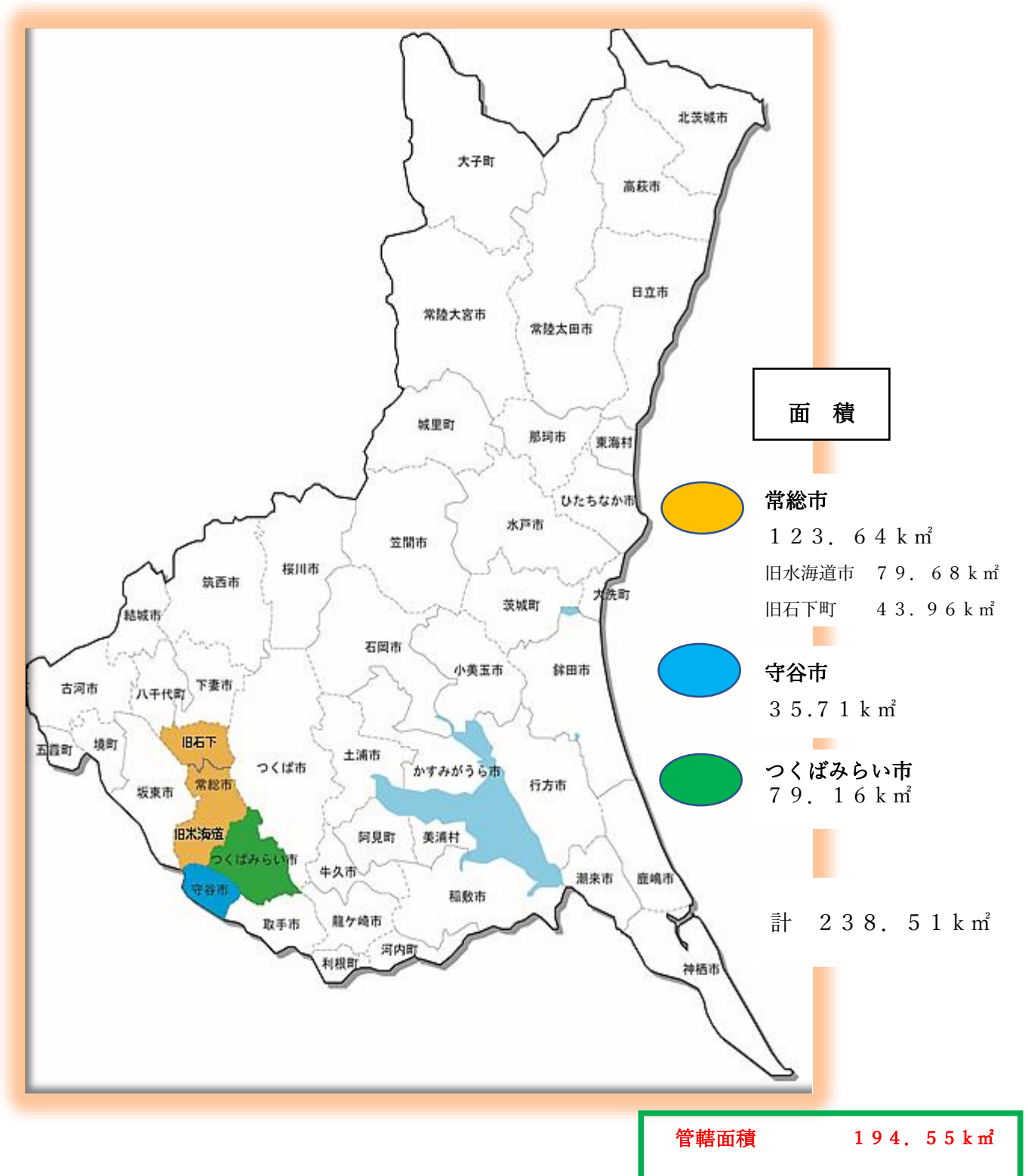




(2) 消防本部の現況

①位置・面積・管内人口の推移

○位置・面積



○管内人口の推移

市 別	年 度	世 帯 数	人 口		
			総 数	男	女
常 総 市 (旧 水海道市)	28	14,763	39,928	20,001	19,927
	29	15,016	39,897	19,994	19,903
	30	15,225	39,530	19,846	19,684
	31	15,259	39,174	19,667	19,507
守 谷 市	28	25,611	65,626	33,049	32,577
	29	26,190	66,330	33,327	33,003
	30	26,815	67,105	33,697	33,408
	31	27,397	67,729	34,038	33,691
つくばみらい市	28	19,484	50,506	25,339	25,167
	29	19,973	51,122	25,656	25,466
	30	20,430	51,570	25,913	25,657
	31	20,672	51,662	25,964	25,698

31: 令和元年(各年4月1日)

②組 織

○職員数の推移

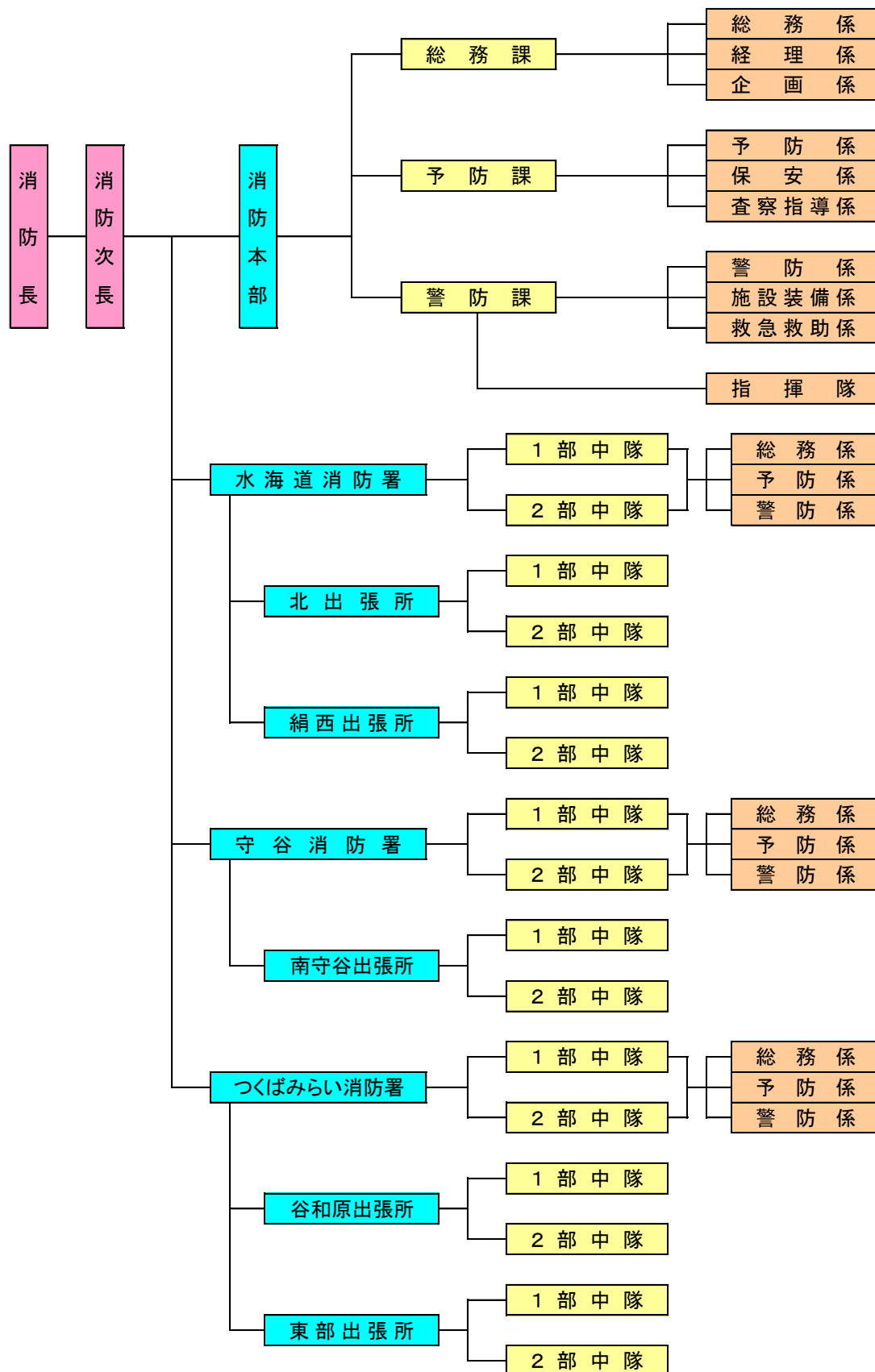
(各年4月1日)

年 別 種 別	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
正職員数	251	247	238	246	246	249
再任用職員数	0	1	7	8	9	12
職員数合計	251	248	245	254	255	261
退職者数	1	12	17	6	16	10
新規採用者数	6	8	8	14	16	13

※ 退職者数は3月31日



○消防本部組織図



### ③施設（消防庁舎の概要）

#### ○消防本部・水海道消防署

住所	常総市水海道山田町808番地
敷地面積	4,815㎡
床面積	1階 1,009.04㎡      2階 593.34㎡
構造	鉄筋コンクリート造
取得年月日	平成2年3月31日

#### ○水海道消防署北出張所

住所	常総市大生郷町2,631番地1
敷地面積	1,410㎡
床面積	1階 277.76㎡      2階 142.50㎡
構造	鉄筋コンクリート造
取得年月日	昭和55年11月26日

#### ○水海道消防署絹西出張所

住所	常総市菅生町3,129番地
敷地面積	1,523㎡
床面積	1階 368.90㎡      2階 145.20㎡
構造	鉄筋コンクリート造
取得年月日	平成6年12月16日

#### ○守谷消防署

住所	守谷市御所ヶ丘四丁目1番2号
敷地面積	5,000㎡
床面積	1階 696.88㎡      2階 413.16㎡
構造	鉄筋コンクリート造
取得年月日	昭和59年5月8日

○守谷消防署南守谷出張所

住所	守谷市みずき野一丁目16番1号		
敷地面積	1,806㎡		
床面積	1階 349.64㎡	2階	145.80㎡
構造	鉄筋コンクリート造		
取得年月日	平成4年3月31日		

○つくばみらい消防署

住所	つくばみらい市福田759番地		
敷地面積	2,044㎡		
床面積	1階 588.33㎡	2階	191.50㎡
構造	鉄筋コンクリート造		
取得年月日	昭和56年8月3日		

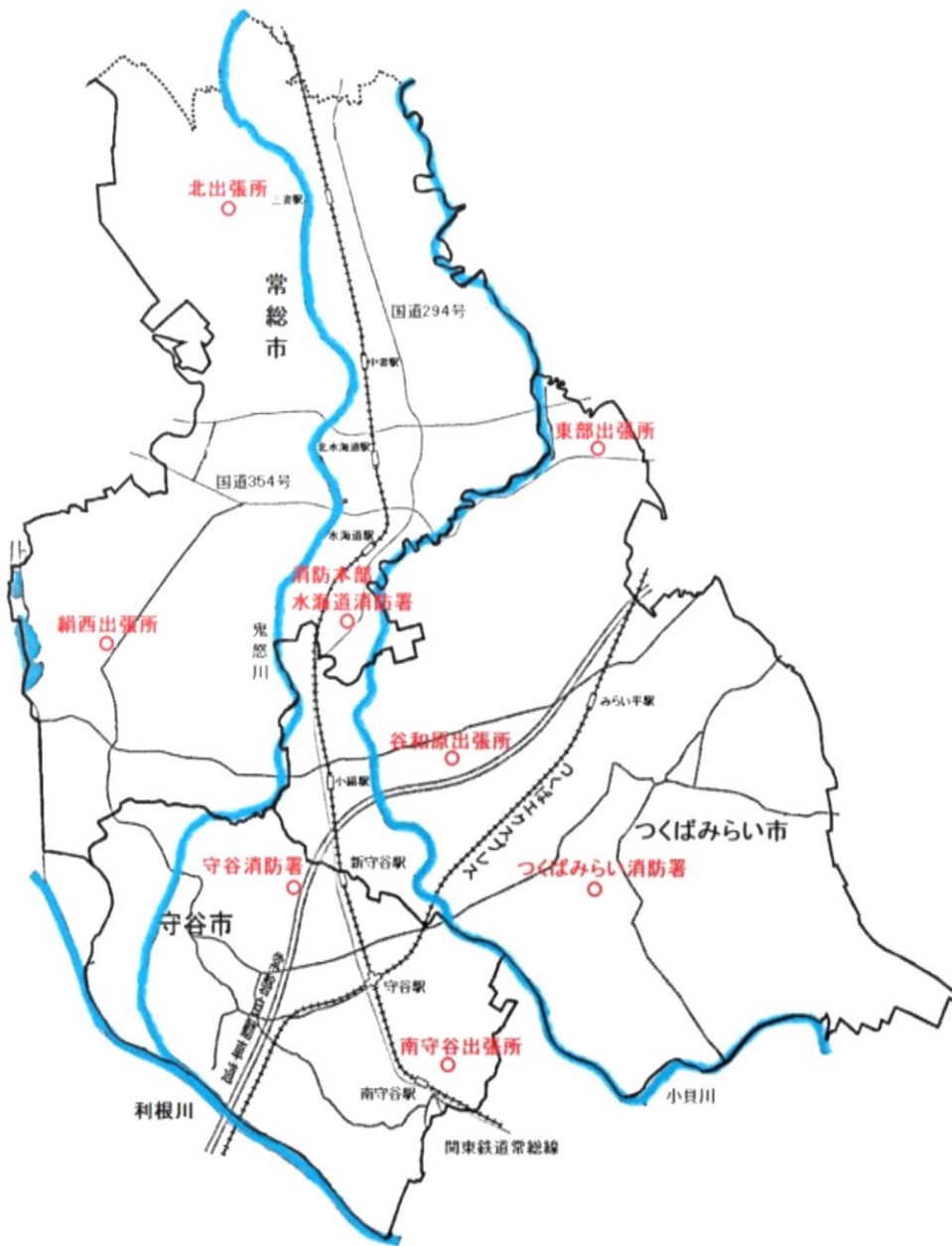
○つくばみらい消防署谷和原出張所

住所	つくばみらい市加藤507番地2		
敷地面積	2,299㎡		
床面積	1階 486.2㎡		
構造	鉄筋コンクリート造		
取得年月日	昭和62年3月27日		

○つくばみらい消防署東部出張所

住所	つくばみらい市台628番地4		
敷地面積	1,498㎡		
床面積	1階 342.54㎡	2階	197.85㎡
構造	鉄筋コンクリート造		
取得年月日	平成9年2月28日		

# 消防本部署所配置図



④災害発生状況

○構成各市別火災発生件数・損害額

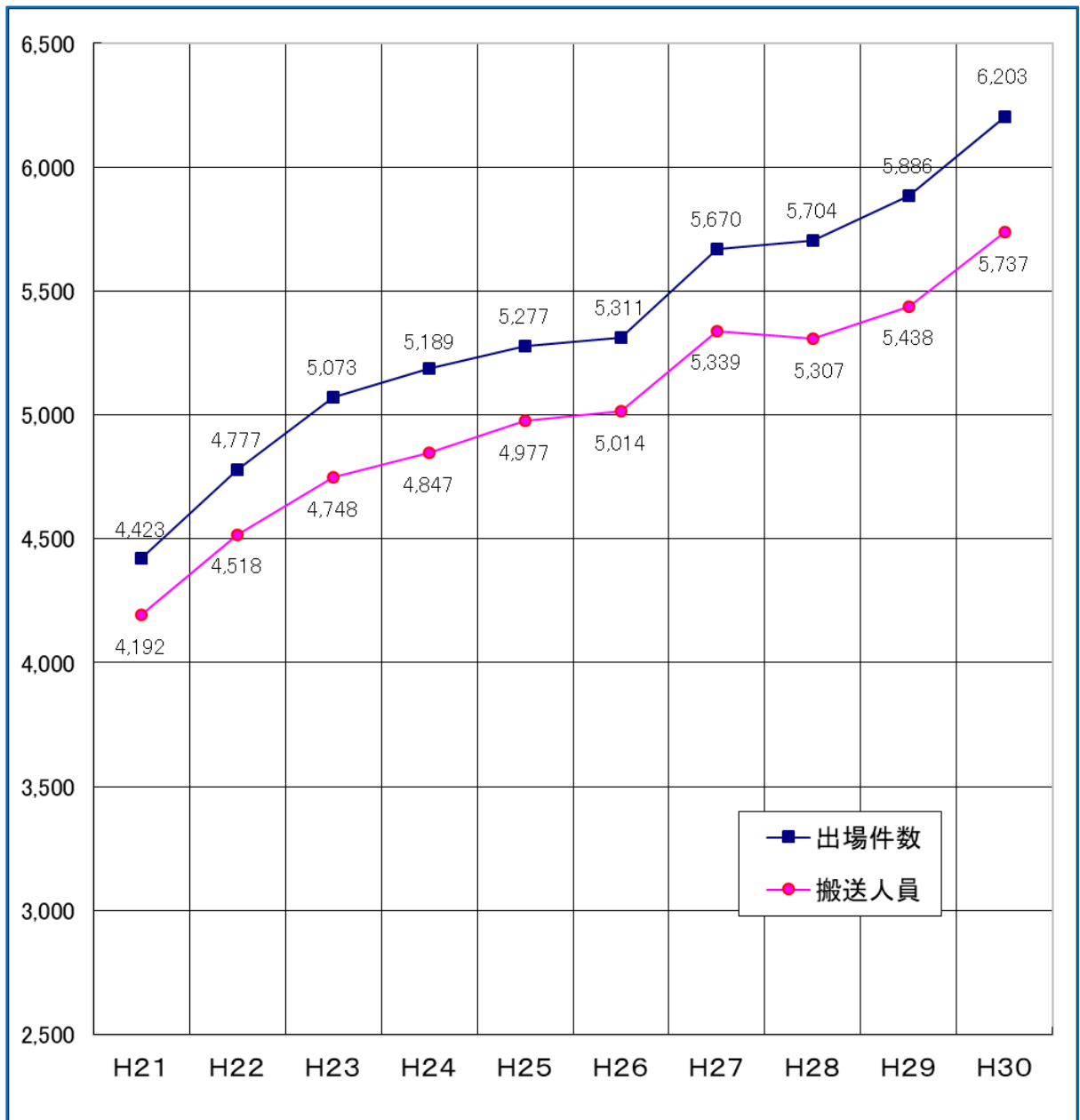
(単位：千円)

市別		常総市	守谷市	つくばみらい市	計
種別					
平成25年	件数	20	20	12	52
	損害額	54,346	21,070	51,588	127,004
平成26年	件数	20	10	15	45
	損害額	76,089	55,544	34,046	165,679
平成27年	件数	25	15	23	63
	損害額	96,360	26,964	46,923	170,247
平成28年	件数	15	14	20	49
	損害額	9,269	2,674	25,702	37,645
平成29年	件数	12	26	9	47
	損害額	44,060	28,656	17,336	90,052
平成30年	件数	22	14	17	53
	損害額	34,677	95,701	23,026	153,404

○火災原因

原因	野 焼 き 等	た ば こ	コ ン ロ	火 遊 び	ス ト ー ブ	電 気 配 線 ・ 器 具	放 火	不 明	そ の 他	計
平成25年	5	3	6	1	3	3	5	8	18	52
平成26年	3	1	5	2	0	4	6	13	11	45
平成27年	4	5	1	2	5	3	3	24	16	63
平成28年	3	1	1	1	1	6	5	12	19	49
平成29年	7	1	0	1	4	2	3	17	12	47
平成30年	7	2	5	0	0	9	5	16	9	53

○救急出場件数・搬送人員（過去10年間）



年別 種別	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
出場件数	4,423	4,777	5,073	5,189	5,277	5,311	5,670	5,704	5,886	6,203
搬送人員	4,192	4,518	4,748	4,847	4,977	5,014	5,339	5,307	5,438	5,737

○年別・事故種別救急出場件数・搬送人員

年 別	種 別 区 分	火	水	交	労	運	一	加	自	急	そ	計
		災	難	通	働	動	般	害	損	病	他	
平 成 2 5 年	出場件数	52	2	655	57	36	690	23	63	3,326	373	5,277
	搬送人員	9	1	701	52	35	662	17	39	3,117	344	4,977
平 成 2 6 年	出場件数	40	2	666	73	27	706	26	54	3,320	397	5,311
	搬送人員	12	2	711	71	29	673	22	39	3,084	371	5,014
平 成 2 7 年	出場件数	41	11	666	62	35	770	27	77	3,581	400	5,670
	搬送人員	9	7	710	61	35	743	23	65	3,326	360	5,339
平 成 2 8 年	出場件数	44	3	532	72	50	838	18	53	3,715	379	5,704
	搬送人員	5	1	563	71	50	793	19	35	3,475	295	5,307
平 成 2 9 年	出場件数	48	5	610	68	13	835	26	53	3,828	400	5,886
	搬送人員	12	0	607	68	13	800	19	35	3,569	315	5,438
平 成 3 0 年	出場件数	56	6	591	86	30	832	21	61	4,147	373	6,203
	搬送人員	7	1	623	87	30	790	20	42	3,818	319	5,737

○年別・事故種別救助出場件数

年 別	種 別	火	交	風	機	建	ガ	水	爆	そ	計
		災	通	水	械	物	ス	難	発	の	
平 成 2 5 年		30	43	0	5	4	1	2	0	17	102
平 成 2 6 年		28	46	0	2	4	0	3	0	12	95
平 成 2 7 年		20	35	8	3	10	1	2	0	20	99
平 成 2 8 年		24	35	0	3	18	2	3	0	17	102
平 成 2 9 年		32	34	0	3	14	3	5	0	33	124
平 成 3 0 年		27	39	0	3	7	3	2	0	45	126



⑤消防財政の現況

○人口・世帯当りの消防費（当初予算）の推移

区 分 年 度	消防予算 (千円)	一人当り の消防費 (円)	一世帯当り の消防費 (円)	備 考	
				人 口	世 帯
平成26年度	2,574,750	16,762	44,790	153,609	57,485
平成27年度	2,539,828	16,359	43,198	155,254	58,795
平成28年度	2,355,073	15,091	39,344	156,060	59,858
平年29年度	2,429,849	15,442	39,717	157,349	61,179
平年30年度	2,530,379	15,994	40,506	158,205	62,470
平年31年度 (令和元年度)	2,774,845	17,500	43,817	158,565	63,328

(各年4月1日現在・常総市は旧水海道地区の人口を計上)

○年度別消防費（歳出）決算額

(単位：千円)

年 度 費 目	27年度決算	28年度決算	29年度決算	30年度決算
総 務 費	2,296,663	2,189,577	2,256,178	2,238,841
施 設 費	223,043	72,850	80,810	165,435
公 債 費	12,241	45,775	70,368	98,568
予 備 費	0	0	0	0
歳 出 合 計	2,531,947	2,308,202	2,407,356	2,502,844

### (3) 消防本部の課題

#### ①若手職員の育成

当消防本部黎明期を支えた職員の大量退職による欠員を補充するため、平成28年から平成31年までの4年間で51名の新規職員を採用しました。このことにより、組織の若返りが図られた一方、災害現場活動の実経験が乏しく、複雑多様化・大規模化する災害に迅速かつ的確に対応できる職員の育成が急務と捉えております。消防業務全般における知識・技術の伝承をスムーズに行い、基本の重要性を深く認識させ、若手職員の技術向上を目指さねばなりません。

#### ②救急需要の増加、救急隊の専従化

今後、緩やかではありますが少子高齢化による人口減少が始まります。但し、消防における救急需要は資料のとおり、今後も増加を続け、令和22年～27年、約25年後がピークと考えられております。

また、現在5つある出張所には、消防ポンプ自動車と救急車が各1台配備されておりますが、先行事案対応となるため、どちらか1台しか出場出来ない状態が続いております。

併せて、救急隊は一部を除き、専従化が図られておらず、また、救急救命士が行う救命処置は年々拡大され、その知識、技能についても高いものが求められており、様々な業務を受け持つ兼任性では、十分な教育、訓練が出来ないのが実情です。救急需要増加に対応するため、更なる救急隊の専従化を図り、専任隊として日々学習、訓練を重ね、高度な対応力を持つ部隊を早期に構築する必要があります。

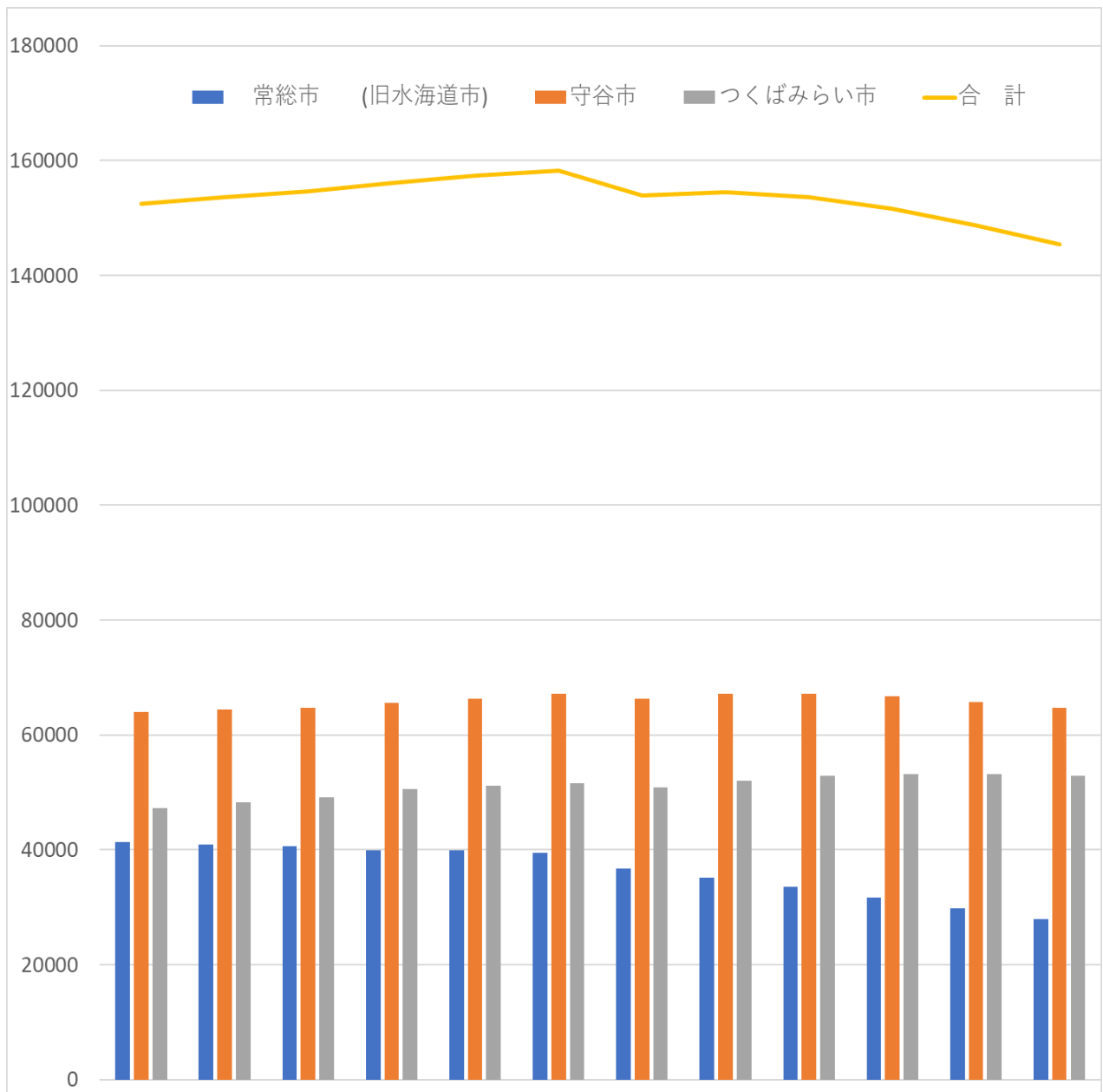
#### ※次掲載資料は

○人口推移については、国立社会保障・人口問題研究所における「日本の地域別将来推計人口」より引用し、各データを算出したもの。

(算出基準日：平成30年4月1日)

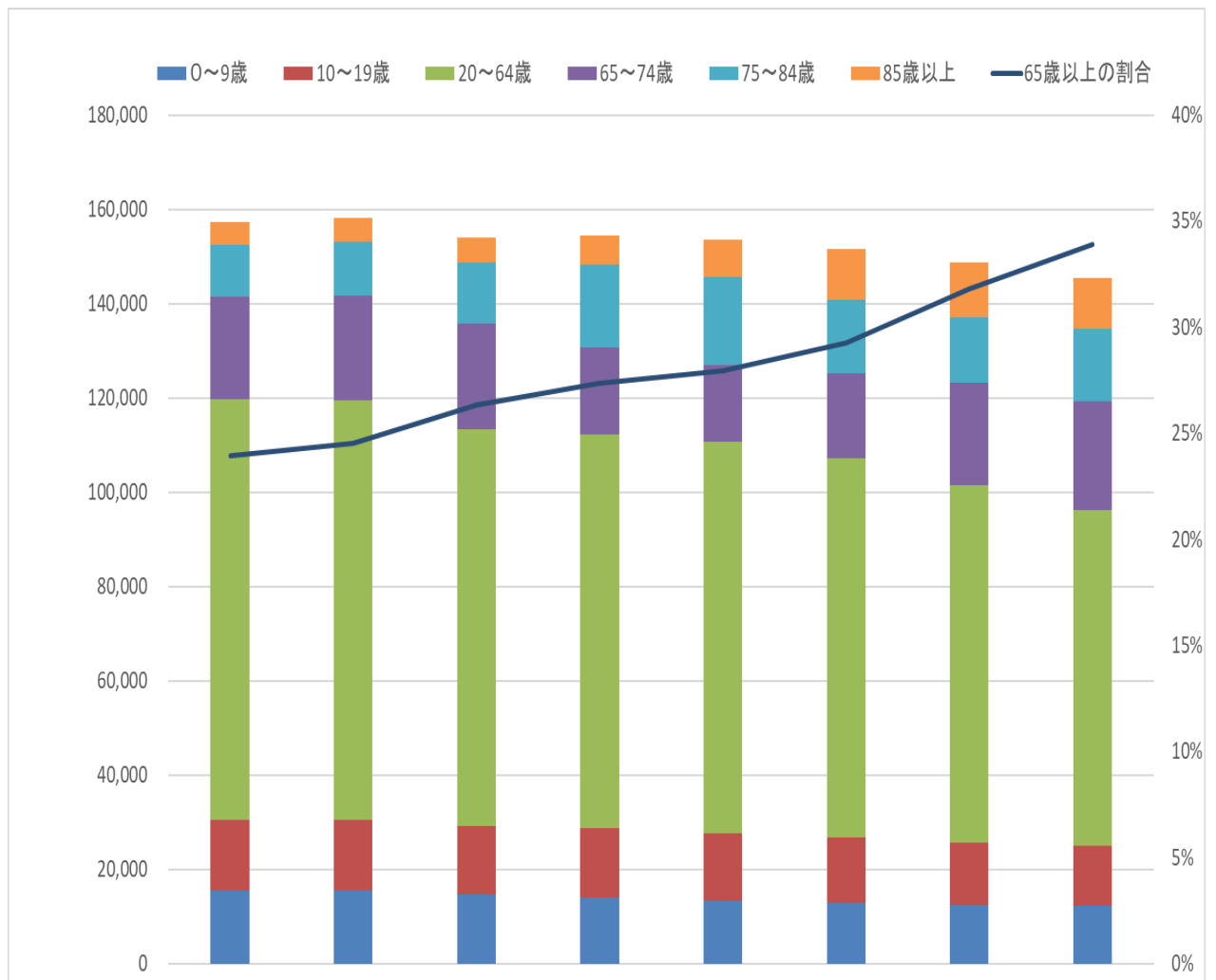
○搬送件数推計については、救急搬送人員(件数)は年齢人口にそれぞれ比例するものと仮定し、平成27年の国勢調査及び同年の救急搬送人員(件数)の実績を基に算出したもの。

構成各市の人口推移（推計人口含む）



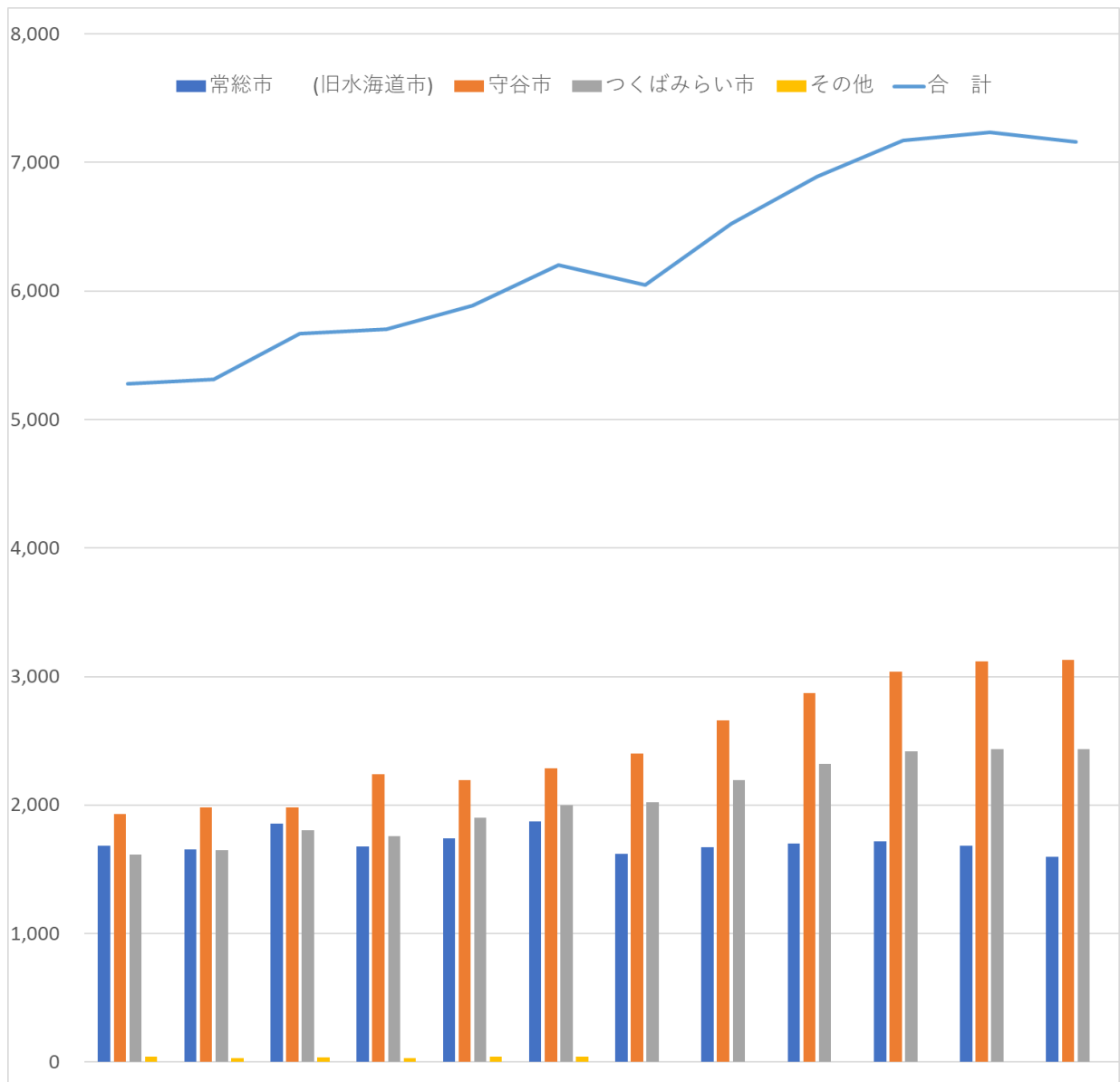
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2020	2025	2030	2035	2040	2045
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
常総市 (旧水海道市)	41,412	40,930	40,678	39,928	39,897	39,530	36,705	35,187	33,532	31,726	29,812	27,883
守谷市	63,920	64,463	64,933	65,626	66,330	67,105	66,346	67,150	67,196	66,664	65,767	64,673
つくばみらい市	47,196	48,216	49,643	50,506	51,122	51,570	50,834	52,078	52,868	53,180	53,140	52,884
合計	152,528	153,609	155,254	156,060	157,349	158,205	153,885	154,415	153,596	151,570	148,719	145,440

## 年齢別人口推移



	平成29年	平成30年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
0～9歳	15,528	15,474	14,586	13,926	13,225	12,857	12,542	12,226
10～19歳	14,926	14,990	14,561	14,695	14,466	13,788	13,103	12,739
20～64歳	89,249	88,924	84,228	83,528	82,964	80,605	75,767	71,166
65～74歳	21,729	22,181	22,343	18,617	16,297	17,911	21,711	23,026
75～84歳	11,083	11,594	12,979	17,429	18,598	15,599	13,944	15,495
85歳以上	4,834	5,042	5,188	6,220	8,046	10,810	11,652	10,788
合計	157,349	158,205	153,885	154,415	153,596	151,570	148,719	145,440
65歳以上	37,646	38,817	40,510	42,266	42,941	44,320	47,307	49,309
65歳以上の割合	24%	25%	26%	27%	28%	29%	32%	34%

## 構成各市救急出場件数の推移



	2013 平成25年	2014 平成26年	2015 平成27年	2016 平成28年	2017 平成29年	2018 平成30年	2020 令和2年	2025 令和7年	2030 令和12年	2035 令和17年	2040 令和22年	2045 令和27年
常総市 (旧水海道市)	1,686	1,655	1,854	1,675	1,743	1,875	1,623	1,672	1,699	1,716	1,682	1,598
守谷市	1,933	1,979	1,980	2,240	2,196	2,287	2,400	2,657	2,870	3,040	3,119	3,127
つくばみらい市	1,617	1,648	1,802	1,757	1,904	2,000	2,024	2,196	2,322	2,416	2,433	2,435
その他	41	29	34	32	43	41						
合計	5,277	5,311	5,670	5,704	5,886	6,203	6,047	6,525	6,891	7,172	7,234	7,160

### ③PA 連携の強化

近年、救急需要とともに、急増しているのが PA 連携出動です。災害の複雑化、交通事情の変化、生活環境の多様化により、消防ポンプ車（PUMPER）と救急車（AMBULANCE）が同時出場し、連携により、傷病者の救出、救護処置を迅速かつ確実に行い、救命率向上を目指しているところです。ここ数年のデータを顧みると、救急約 5 件に対し PA 事案が 1 件と非常に高い割合で発生しております。但し、前述のとおり、出張所は単体運用のため、PA 事案においては、別々の消防署所から出動するため、到着時間に差異が生じるなど、住民サービスの均一化が図られておりません。複数隊運用が喫緊の課題となります。

年 別	平成 2 9 年	平成 3 0 年
救急出場件数	5, 8 8 6	6, 2 0 3
PA 出場件数	1, 2 0 4	1, 3 0 5

### ④女性職員の活躍推進

当消防本部は、更なる住民サービスの向上、消防組織の活性化を図るためには、女性消防吏員の活躍推進を大きく進める必要があることから、平成 3 0 年 1 月に「特定事業主行動計画」を策定したところです。この計画に基づき、令和 7 年度末までには、女性消防吏員の割合を 5 % に引き上げることを目標設定しました。併せて、女性専用施設の整備など、別に定める事業計画を速やかに進める必要があります。

年 度 別	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和元年度
全体吏員数	2 5 1	2 4 8	2 4 5	2 5 4	2 5 5	2 6 1
女性吏員数	2	1	0	0	0	1
割合 (%)	0. 8	0. 4	0	0	0	0. 4

(再任用職員含む)

## ⑤消防庁舎等の総合的管理及び職員の人員管理

長期的ビジョンをベースとし、消防庁舎等の総合的かつ計画的な管理を推進するために策定した当消防本部総合管理計画は、現在の8消防署所を対象としており、また、大蔵省令の通知、総務省所管の規則を踏まえるとともに、昨今の経済状況を思慮、耐用年数を事務所基準同様の50年とし更新費用を算定しております。消防庁舎は昭和55年から平成9年にかけて建設され、一番新しい施設である東部出張所も既に21年が経過しております。雨漏り、地盤沈下による段差の発生、訓練施設においても老朽化が目立つようになりました。また、平成27年9月関東・東北豪雨による水害において、消防本部、水海道消防署が水没し、防災拠点の移動を余儀なくされたことは記憶の新しいところです。旧耐震基準施設であった北出張所は、昨年度耐震補強工事が完了しました。同様に現体制において大規模改修を含めた長寿命化を図るべきか、同じ場所に建て替えるのか、また、署所の統廃合を視野に入れ、職員、資機材を集約して、消防力の充実強化を目指すのか、財政面も含め、安定した消防体制の構築のため、大きな舵を切る時期にきております。

続いて、消防隊の活動力、安全管理の強化に一番欠かすことが出来ないのが、職員の人員管理であります。国の示す「消防力の整備指針」においては、消防ポンプ自動車や救助工作車の搭乗者は5名（消防ポンプ自動車：条件により4名に緩和措置あり※）と定められているところです。しかし、当消防本部は、人員不足により各消防車両3名での出場が常態化しております。住民の生命、身体、財産を災害から保護するという基本的でありながら崇高な責務を果たすため、そして、組織的な戦術の敢行、更には活動隊員の安全管理を強化するには人員（マンパワー）が不可欠となります。但し、闇雲に職員の増員を図ることはできません。消防庁舎同様、財政面の問題を踏まえつつ、更なる戦術強化を図り、その上で住民サービスの向上に繋がるような人員管理の再構築が必要となります。

### ※搭乗員数の緩和要件等

- 隊員相互間の情報を伝達するため、各隊員が現場活動用無線機等を携帯し、かつ、ホース延長作業の負担を軽減するため、動力付きホースカー等の装備が整備されていること。
- 消防隊が連携した消防活動（ペア運用）ができる場合。



## 消防車両の搭乗人員数の現状（全国）

搭乗人員数	消防ポンプ自動車		化学消防車		はしご自動車	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
5名以上	260	35.7%	180	33.9%	98	18.6%
4名	362	49.7%	256	48.2%	163	30.9%
3名以下	106	14.6%	95	17.9%	266	50.5%
合計	728	100.0%	531	100.0%	527	100.0%

（総務省消防庁データ：平成30年4月1日現在：全国728消防本部）

### ⑥消防車両の更新、整備

消防車両は、消防力を構成する三要素の一つであり、消防が職責を果たすための極めて重要なファクターとなるものです。当消防本部は、前述の国が定めた指針を基に長期事業計画を定め、この計画に基づき、現在、消防ポンプ自動車、救急車、救助工作車等の災害対応実戦車両が28台、広報車等のその他車両が20台、併せて48台の消防車両を各消防署所に配備しております。但し、更新期間の見直しが遅れたため、車齢が嵩み、経年劣化による不具合が生じる車両が目立つようになりました。

消防機関は、予測することができない災害等に的確に対応するために、常に消防車両が持つ能力を十分に発揮できるよう管理する必要があります。また、救急需要の増大化、そして、将来的な災害の態様等を踏まえつつ、住民サービスの更なる効果を分析し、消防車両の種別、規模、機能等を選択、優先順位の明確化を図り更新整備を行う必要があります。

### ※当消防本部の車両更新基準（目安）

- ・救急車 車齢15年又は走行距離200,000Km
- ・その他消防車両 車齢20年又は走行距離200,000Km

## ⑦消防の広域化

平成30年3月、市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部が改正されました。これは、人口減少社会の到来、低密度化・高齢化の進展等に鑑み、消防力の維持・強化に当たって最も有効な消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ることがこれまで以上に必要となり、喫緊の最重要課題と位置付けされたところです。当消防本部はこの取組みの一つとして、他消防機関同様に『消防力カード』を作成し、現在の当地域の消防力を改めて分析、更には、茨城県と連携し、今後の消防体制のあり方を検討・協議しているところです。

広域化のメリットとして、

### ○住民サービスの向上

- ・初動の消防力、増援体制の充実
- ・現場到着時間の短縮

### ○人員配備の効率化と充実

- ・現場要員の増強
- ・予防業務、救急業務の高度化・専門化

### ○消防体制の基盤の強化

- ・高度な消防設備、施設等の整備
- ・適切な人事ローテーションによる組織の活性化

などが挙げられます。

これらを総合的な見地から思慮すると、一般論としては、消防本部の規模が大きいほど災害対応能力が強化されることとなります。国が掲げる理想像は、『全県一区の消防本部』であり、少なくとも管内人口30万以上の規模を一つの目標と定めております。しかし、財政運営等の問題や各市町村が抱える様々な地域事情を十分配慮する必要があります。平成27年6月に改訂された『茨城県消防広域化推進計画』に示された5ブロックを促進すべきか、または、現状を維持すべきか、更には新たな体制を模索すべきか、サービスを直接受ける住民に影響を与えることなく、住民ニーズを最優先に考え、再検討する必要があります。

国の広域化対象市町村指定について

【可能な限り広域化対象市町村に指定】

- 小規模消防本部（管轄人口10万未満の消防本部）
- 準特定小規模消防本部（消防吏員数が100人以下の消防本部）

【原則広域化対象市町村に指定】

- 特定小規模消防本部（消防吏員数が50人以下の消防本部）

※現在の当消防本部の状況（平成31年4月1日現在）

管内人口                    158,565人  
 消防吏員数                    261人（再任用職員含む）

⑧常備消防の一元化

当消防本部の本部庁舎がある常総市は、平成18年1月、水海道市が隣接する石下町と合併、市名称を変更し、新たな行政サービスを開始しました。しかし、13年を経過した現在においても石下地域は、従来のまま茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部が消防行政サービスを提供しているところであります。制度的に消防は消防組織法において、市町村固有の事務と位置付けされており、財政上の問題、更には住民サービスの平等化を図るため、そして、何よりも、行政、消防団、住民一体となり更なる地域防災力向上のため、常備消防の一元化について、常総市当局と再検討する必要があります。

常総市の常備消防力（組織体制）の比較

常総広域（旧水海道市） ・ 茨城西南広域（旧石下町）

区 分	管轄人口（人）	管轄面積（km <sup>2</sup> ）	署 所 数	配置職員数（人）	署所の部隊運用	消防車両台数
常 総 広 域	39,530	79.68	1署2出張所	68	署3隊運用 ※所単独運用	15
茨城西南広域	24,302	43.96	1分署	19	分署2隊運用	3

各数値：平成30年4月1日現在

※所単独運用：消防ポンプ車と救急車の先行事案1隊運用をいう

### 3 当消防本部の将来像（基本構想）

#### （1）変革を求められる消防組織体制

今日まで、様々な災害に迅速・的確に対応できるよう強固な消防体制の整備に取り組んで参りました。しかし、平成27年9月、当地域を襲った「関東・東北豪雨」のような大規模自然災害や超大型地震の切迫性が懸念されており、更には、人口減少、超高齢化社会への突入、情報通信技術等が目覚ましく発展するなど社会環境が著しく変化する中、多種多様化する災害に対応するため、更なる消防力強化を期待されているところです。前述のとおり、当消防本部は様々な課題を抱えておりますが、これらを解決するために、これまで培った経験と技能伝承をベースにしつつも、未来社会に対し、柔軟に変革対応出来るようシフトチェンジが必要となっており、

#### （2）消防力適正配置検討委員会の発足（目指す姿）

前号の変革を求められる中、消防需要、特に救急業務が今後も増加していくと想定されます。消防力を如何に低下させることなく、財政的に効率的かつ持続可能な消防体制を維持させていくためには、大胆ではありますが、建て替え時期等に合わせ、消防署所の統廃合を考慮し、消防力を集約配置した効果的な再配置の調査検討が必要ではないかと考え、当組合管理者の諮問に応じ、同委員会を立ち上げました。事務局は消防本部内に設置し、委員は、専門的な学識経験を有する者、地域防災活動を行う団体の代表者、地域住民の代表者の計12名に委嘱、事務局の協力機関として、一般財団法人 消防防災科学センターに業務委託し、調査に基づく科学的資料の提供、その他技術支援を受けたところです。委員会は何れも、当消防本部会議室において、第1回目を平成30年9月10日皮切りに平成31年3月13日までの間、計6回開催しました。最終となった第6回の委員会において、同委員長から管理者に対し、今後における消防力適正配置のあり方についての答申を行ったところです。

### (3) 消防力適正配置検討委員会における協議内容

#### ①第1回：平成30年 9月10日

○委嘱状交付

○委員長選出

○諮問書交付

○主な協議内容

- ・ 消防署所再編検討に至った経緯について
- ・ 消防署所の概要について
- ・ 消防力適正配置等調査の概要説明
- ・ 消防力適正配置等調査報告（第1回）
  - 1) 調査の目的、内容、方法
  - 2) 現況と災害の発生状況
  - 3) 現状消防力の運用効果

#### ②第2回：平成30年10月15日

○PA 連携活動デモンストレーション視察

○主な協議内容

- ・ 消防力適正配置の検討について
  - 1) 消防庁舎の整備に係る基本要件
  - 2) 署所配置の要件
  - 3) 災害の危険性について（関東・東北豪雨における当消防本部の対応状況説明及び構成市のハザードマップによるリスク確認）
- ・ 消防力適正配置等調査報告（第2回）
  - 1) 消防署所適正配置の検討（現在の8署所・7署所・6署所の場合）
  - 2) 上記の運用効果の検討

#### ③第3回：平成30年11月12日

○主な協議内容

- ・ 8署所・7署所・6署所体制の職員数について
- ・ 消防力適正配置等調査報告（第3回）
  - 1) 各種条件を付加した署所位置の検討  
消防署所の災害危険を回避する  
消防需要が少ない地域における消防署所の確保

2) 上記の運用効果の検討

- ・ 将来人口の動向による署所配置の検証

④第4回：平成30年12月10日

○主な協議内容

- ・ 現況及び過去の水害による被害状況
- ・ 消防力適正配置等調査報告（第4回）
  - 1) 各種条件を付加した署所位置の検討2  
水害危険がある署所を高台に移転  
移転することで大幅なサービス低下を及ぼす署所を現在位置付近に固定
  - 2) 救急搬送先と管内各所からの走行時間
- ・ 8～6署所体制での消防車両の配置と運用効果

⑤第5回：平成31年 2月 6日

○主な協議内容

- ・ 消防力適正配置等調査報告（第5回）
  - 1) 各種条件を付加した署所位置の検討3  
検討した二つの案の外、これらの折衷案を加えた再検討
  - 2) 救急搬送先と管内各所からの走行時間（近隣市追加）
- ・ 将来における適正配置調査結果の検証
- ・ 消防団の運用効果
- ・ 報告書素案及び答申案の検討

⑥第6回：平成31年 3月13日

○主な協議内容

- ・ 消防力適正配置検討委員会調査報告書の概要について
- ・ 消防力適正配置のあり方について（答申）案
- ・ 答申後における事務事業計画について

○答申書提出

#### (4) 消防力適正配置検討委員会における答申内容（原文掲載）

平成30年9月10日に諮問のありました常総地方広域市町村圏事務組合消防力適正配置検討につきまして、本委員会は計6回に亘り検討を進めて参りました。

常総広域管内における消防需要は、つくばエクスプレスの開通、高速自動車道路等の整備に伴う交通環境の変化、更には少子高齢化による人口の増減が急速に進み、現在の消防署所を設置した時に比べ、大きく変化していることが明らかとなりました。

加えて、救命救急の効果的対応として、救急車と消防ポンプ車が同時に出動して活動に当たるPA連携をはじめ、消防の活動は全般的に、複雑、多様化しており、配置部隊の専任化、複数化を図るなど、消防力の強化が急務となっております。

本委員会では、こうした背景のもと、消防力強化の方策として、8署所ある現在の拠点を整理統合し、消防職員と消防車両を含めた資器材を集約化することにより組織体制の強化を図ることができるとの考えに立ち、将来的には6署所の拠点で消防体制を整備することが強化に繋がるとの結論に至りました。

その中で、これからの消防需要、災害危険の回避、住民サービスの格差の是正等を踏まえるとともに、委員の意見を集約し、また、科学的データを加味し、次の3案を検討しました。

- A. 水海道署を水害危険度の低い市街地高台に移転。一部地域の住民サービスを低下させないため、北所と絹西所を現在地付近に維持。守谷署と南所を整理統合し、松並地区付近に新たに設置。つくばみらい署を水害危険度の



低い北東部台地（伊奈東中付近）に移転。谷和原所と東部所を整理統合し、  
みらい平地区北側に新たに設置。

B. 水海道署を市街地高台に移転。つくばみらい署をA案の更に南側に位置した東部台地（久保浄水場付近）に移転。この2署を固定し適正配置を求めた結果、北所は三妻橋西側に移転、絹西所は坂手工業団地南側に移転。守谷署と南所を整理統合し、松並地区付近に新たに設置。谷和原所と東部所を整理統合し、みらい平地区に新たに設置。但し、北所と絹西所は水害時浸水想定区域内に該当。

C. A案とB案を折衷、水海道署を市街地高台に移転。北所と絹西所は水害の危険を排除し、現状付近に設置。守谷署と南所を整理統合し、松並地区付近に新たに設置。つくばみらい署を東部台地（久保浄水場付近）に移転。谷和原所と東部所を整理統合し、みらい平地区に新たに設置。尚、この統合予定であるみらい平地区の署所と絹西所の位置は、7署所の適正配置結果に基づくものである。

検討の結果、北所と絹西所が水害による機能移転対応の可能性を有するB案を除外、A案とC案を採択し、今後の調整は、貴事務組合に委ねることとしました。

こうした署所位置は、管内全体の効率に主眼を置きつつも、特定の地域に極端な消防力の低下がないこと、加えて災害危険性を排することなどの消防庁舎立地のあり方も加味し、また、将来に渡った妥当性を検証した上で、総合的に適正配置であ

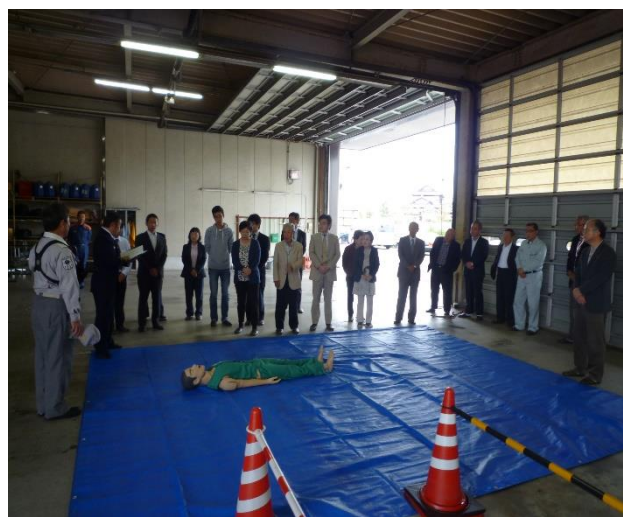
ると判断致しました。

この結果と併せ、災害危険のある各署所を建て替え時に移転すること、署所の整理統合の根幹を成す専任部隊を体制整備することにより、管内全域の消防力が強化されるものと考えます。

本検討委員会における答申を基に、常総地方広域市町村圏事務組合消防本部の整備方針を早期に策定し、各自治体との連携、そして、消防団員の育成強化を含め、更なる地域の消防力維持に努め、一致団結して安心安全のため取り組まれることを強く希望して、本委員会の答申と致します。



委員会の様子



救急デモンストレーション視察

## 4 重点施策、その展開（実施計画）

### （1）基本方針と施策

消防力適正配置検討委員会において今後の消防力強化の骨格（基本方針）として、8署所ある現在の防災拠点を整理統合し、人員や資機材を集約することにより更なる組織体制の強化を図り、住民サービスの質を落とすことなく、将来的には6署所の拠点で消防行政を執り行う旨、示されたところであります。

基本的には、本答申内容をベースとし計画を樹立、施策を展開することとなりますが、今後の社会情勢の動向、財政上の問題、住民からの要望・意見等を十分配慮するとともに、構成市との協議、連携を高め、必要に応じ、随時見直しを図るものとし、全てにおいて『住民ファースト』が大原則となります。

### （2）答申内容を踏まえた具体的な重点施策（概要）

- ◎これからの消防需要を考えること
- ◎災害リスクを回避すること
- ◎住民サービスの格差を是正すること

#### ①防災拠点を8署所から6署所へ（消防庁舎の整理統合）

- 水海道署を水害危険度の低い市街地高台に移転。
- 水害危険度が低く、一部地域の住民サービス低下を防ぐため、北所と絹西所を現在地付近に維持。
- 守谷署と南所を整理統合し、守谷市松並地区付近に移転。
- つくばみらい署を水害危険度の低い北東部台地（伊奈東中付近）に移転、谷和原所と東部所を整理統合し、みらい平地区北側に新たに設置。

又は、

つくばみらい署を東部台地（久保浄水場付近）に移転、谷和原所と東部所を整理統合し、みらい平地区に新たに設置。

#### ②職員と消防車両を含めた資機材の集約

- 消防署における救急隊の専従化。
- 出張所における2隊運用（PA連携活動の強化）。

(3) 消防庁舎（施設）の管理及び隊の運用計画

	水海道署	年	北所	年	絹西所	年	守谷署	年	南所	年	みらい署	年	谷和原所	年	東部所	年
平成30年		28	耐震工事	37		23		33		26		36		30		21
令和元年		29		38		24		34		27	救急専従化	37		31		22
2年		30		39		25		35	2 隊運用	28		38		32		23
3年		31		40		26		36		29		39		33		24
4年		32		41		27	救急専従化	37		30		40		34		25
5年		33		42		28		38		31		41		35		26
6年	救急専従化	34		43		29		39		32		42		36		27
7年	4 隊運用	35		44		30		40		33		43		37		28
8年		36		45		31		41		34		44		38		29
9年		37		46		32		42		35		45		39		30
10年		38		47		33		43		36	2 隊運用	46	東部所統合	40	谷和原所統合	31
11年		39		48		34		44		37		47	(統合により 3 隊運用)			
12年		40		49		35		45		38		48				
13年		41	2 隊運用	50		36		46		39		49				
14年		42		51		37		47	40	高台移転	50					
15年		43		52		38		48		41						
16年		44		53		39		49		42						
17年	3 隊運用	45		54	2 隊運用	40	南所統合	50	守谷署統合	43						
18年		46		55		41	(統合により 5 隊運用)									
19年		47		56		42										
20年		48		57		43										
21年		49		58		44										
22年	高台移転	50		59		45										
	署 3 隊運用		所 2 隊運用		所 2 隊運用		署 5 隊運用		所 2 隊運用		署 3 隊運用					

年：築年数（4月1日基準日）

(4) 職員の配置計画

所 属		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
消 防 本 部	消防長・次長	2		2		2		2		2	
	総務課（派遣含む）	11		11	1	13	1	13	1	14	1
	予防課	7		7		8		8		8	1
	警防課	20	8	21	7	20	7	22(※2)	7	21	8
	小 計	40	8	41	8	43	8	45	8	45	10
水 海 道 署 下	水海道署	40	2	40	2	40	2	40	2	40	2
	北 所	15		15		15		15		15	
	絹西所	15		15		15		15		15	
	小 計	70	2	70	2	70	2	70	2	70	2
守 谷 署 下	守谷署	52	2	48	3	48	3	52(※3)	2	52	2
	南 所	17		25(※1)		25		25		25	
	小 計	69	2	73	3	73	3	77	2	77	2
み ら い 署 下	つくばみらい署	40		40	2	40	2	40	2	40	2
	谷和原所	15		15		15		15		15	
	東部所	15		15		15		15		15	
	小 計	70		70	2	70	2	70	2	70	2
合計（再任用含む）		261（内再任用12）		269（内再任用15）		271（内再任用15）		276（内再任用14）		278（内再任用16）	
正規職員数		249		254		256		262		262	
前年度退職者		10		5		9		8		4	
新規採用者		13		10		11		14		4	
所 属		令和6年		令和7年		令和8年		令和9年		令和10年	
消 防 本 部	消防長・次長	2		2		2		2		2	
	総務課（派遣含む）	14	1	13		12	1	13		13	1
	予防課	8	1	8		8	1	8		8	1
	警防課	21	8	22	7	22	7	21	8	26	3
	小 計	45	10	45	7	44	9	44	8	49	5
水 海 道 署 下	水海道署	44(※4)	2	50(※5)	2	50	3	50	2	50	3
	北 所	15		15		15		15		15	
	絹西所	15		15		15		15		15	
	小 計	74	2	80	2	80	3	80	2	80	3
守 谷 署 下	守谷署	52	2	52	2	52	2	52	2	52	2
	南 所	25	1	25		25	1	25		25	1
	小 計	77	3	77	2	77	3	77	2	77	3
み ら い 署 下	つくばみらい署	40	2	40	2	40	2	40	1	25(※6)	
	谷和原所	15		15		15		15		40(※7)	2
	東部所	15		15		15		15			
	小 計	70	2	70	2	70	2	70	1	65	2
合計（再任用含む）		283（内再任用17）		285（内再任用13）		288（内再任用17）		284（内再任用13）		284（内再任用13）	
正規職員数		266		272		271		271		271	
前年度退職者		6		4		6		1		4	
新規採用者		10		10		5		1		4	

職員配置計画表 ※注釈

- ※1 南所を2隊運用
- ※2 消防本部指揮隊を各部6名（現在5名）
- ※3 守谷署の救急隊専従化
- ※4 水海道署の救急隊専従化
- ※5 水海道署を4隊運用
- ※6 つくばみらい署を出張所に改編し2隊運用
- ※7 谷和原所と東部所を整理統合、消防署に改編し3隊運用



(5) 救急業務の高度化推進及び充実強化

前述のとおり、超高齢化社会の到来により、救急需要が高まることが予想され、また、救急処置範囲の拡大等を含む、更なる救急業務の高度化・専任化に適切に対応するため、救急救命士を計画的に養成し技術向上に努めねばなりません。

平成30年4月現在の救急隊1隊における救急救命士の配備状況は下記のとおりです。

項目	1隊における救急救命士の配備人数(人)
全国平均	7.4
管内人口同規模程度の消防本部平均 (全国30消防本部抽出)	7.1
常総広域消防本部	5.4

※資格を持つが、配属先の担当業務により、救急車に搭乗しない救命士を含む

本データは、署所の数、専従化率により変動するため、これをもって一概に少ないとは言えませんが、現在当消防本部の出張所における、救急救命士の配備人数は2名強であり、不在等の問題も含め、サービスの均一化を図るため、早急に対応する必要があると思われます。

そこで当消防本部としては、更なる救急業務の高度化を推進するため、教育面を含め、当面の目標として次の5点を掲げることとしました。

- ・消防署は救急隊1隊に対し、2名以上の救急救命士が搭乗すること。
- ・出張所は救急隊1隊に対し、必ず1名以上の救急救命士が搭乗すること。
- ・救急隊員教育の企画・運営・指導の中心的役割を担う指導救命士を、年齢層に配慮しつつ、警防課及び各署下に1名以上配備し、教育訓練体制の充実を図ること。(現役活動隊員を5～6名配備)
- ・救急救命士を含む救急隊員に対する職場内研修、病院研修等の生涯教育を更に促進すること。
- ・メディカルコントロール協議会(医療機関)と定期的な協議を行い、緊密な信頼、協力関係を築くとともに、病院前救護における医療的観点を深め、更なる救急活動の質の向上を図ること。

これらの目標を、令和10年度までに達成するため、次のとおり、救急救命士等の養成及び採用を積極的に進めて行きます。



### ○救急救命士の配置計画

署所別	水海道署	北 所	絹西所	守谷署	南 所	みらい署	谷和原所	東部所	日勤等	計
現在値	7	3	2	9	5	9	2	2	5	44
目標値	10	4	4	10	6	10	4	4	6	58

※58名(1隊における救急救命士の配備人数7.3人≒全国平均7.4人)



○指導救命士の配置計画

(人)

署所別	水海道署	北 所	絹西所	守谷署	南 所	みらい署	谷和原所	東部所	日勤等	計
現在値	1	0	1	1	0	0	1	0	0	4
目標値	2	0	0	2	0	2	0	0	1	7

○救急救命士等の入校計画

(人)

年 度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度
救 急 救命士	2	2	3	2	2	3	2	2	3	2
指 導 救命士	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1

**参 考 資 料**

○熟年層（56歳以上から60歳）救急救命士数の推移

(人)

年 度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度
人 数	6	6	4	4	2	3	4	4	5	9

これらの計画については、消防力適正配置検討委員会の答申内容に基づく消防庁舎等の統廃合を含めた進捗状況、そして、救急救命士有資格者採用の動向を踏まえつつ、また、定年延長制度を視野に入れた熟年層救急救命士の健康状態に配慮した人事管理の徹底を図り、必要に応じ、適宜、見直しをするものとします。





## 5 その他の施策（推進事業）

### （1）更なる防火・防災対策の推進

#### ①住宅防火対策の推進

消防白書によると、平成30年中は、全国で建物火災が20,703件発生しており、その内、住宅（共同住宅等含む）での火災が10,912件と過半数を占めております。また、住宅火災における死者は1,001人で、更にそこから放火自殺者等を除くと、926人となっております。この926人の内、65歳以上の高齢者は652人（70.4%）でした。住宅火災死者に占める高齢者の割合は、平成20年に6割を超え、平成25年以降は7割前後で推移しております。当消防本部においても、過去3年間で住宅火災において2名の方が亡くなっており、何れも高齢者でありました。

住宅火災により死者が発生する原因の約5割は「逃げ遅れ」であり、就寝時間帯では最大で4倍の死者が発生すると言われております。高齢者の一人暮らし世帯も増え、また、迅速な行動が困難な方も多いと思われまます。

高齢者を中心とした住宅火災による死者を大幅に低減させるため、『早期発見と通報、そして、何よりも大切な避難行動』をとるべく、平成16年法改正により住宅用火災警報器の設置が義務化されました。この警報器が設置されている場合、死者は約4割減となる効果を確認しているところです。しかし、下記調査結果のとおり、当消防本部管内の設置状況は平均を大きく下回っており、早急な対策が必要となります。調査における分析の結果、法令化される前の既存住宅における設置率が極めて低いことが判明、地域に密着した消防団、自主防災組織、婦人防火クラブ等の協力を得、共同購入や個別訪問を含めた更なる住宅防火対策を推進し、究極の目標であります「住宅火災から死者をなくす」ため、先ず「住宅用火災警報器設置率と条例適合率を全国平均に」を目指します。

また、住宅火災の内、出火件数の最多はコンロ火災で、死者数が多いのは、たばこ火災、ストーブ火災、コンロ火災、電気機器火災となります。これらを低減すべく、防災訓練等において製品の安全利用の周知徹底を図るとともに、安全装置付き機器取り換え等の促進を行います。

更には、近年の死者が発生した住宅火災における着火物の状況を鑑みると、寝具類や衣類に着火したことによる死者が全体の約2割（着火物不明を除くと全体の約4割）を占めるため、義務はないものの、住宅火災から大切な命を守るため、寝具類、衣類等の防災製品使用を促進します。

○全国の建物火災発生状況

年 別	平成28年	平成29年	平成30年
建物火災件数	20,991	21,365	20,703
住宅火災件数	11,354	11,408	10,912
上記による死者数※	885	889	926
上記の高齢者数（割合）	619 (69.9%)	646 (72.6%)	652 (70.4%)

※放火自殺者等を除く  
（消防白書より）

○当消防本部管内の建物火災発生状況

年 別	平成28年	平成29年	平成30年
建物火災件数	27	26	29
住宅火災件数	18	14	17
上記による死者数※	0	2	0
上記の高齢者数（割合）	0 (0.0%)	2 (100%)	0 (0.0%)

※放火自殺者等を除く

○住宅用火災警報器の設置状況

(%)

	全国設置率	条例適合率	茨城県設置率	条例適合率	当本部設置率	条例適合率
平成29年	81.7	66.4	74.0	61.9	67.0	60.0
平成30年	81.6	66.5	71.8	59.4	63.0	41.0
令和元年	82.3	67.9	72.5	58.8	68.0	44.0

各年6月1日現在

※当消防本部管内の調査にあつては、訪問調査を原則としており、また、100世帯、無条件に抽出しているため、地域差等により、一定の誤差が生じています。

※設置率とは、一箇所以上設置されている世帯の割合となります。

※適合率とは、火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分全てに設置されている世帯の割合となります。

項目の目標

- 住宅用火災警報器設置率と条例適合率を全国平均数値にすること。
- 火気使用機器の安全利用の周知徹底を図ること。
- 防災製品の更なる普及啓発を図ること。



## ②実効性のある査察体制の確立

防火対象物や危険物施設の査察は、火災や事故を未然に防ぎ、また、万が一、アクシデントが発生した場合に被害を最小限に留められるよう、消防法令違反や火災予防上の欠陥を具体的に把握するとともに、指導、即是正させることによって地域住民の安全で安心な暮らしを側面から支えることとなります。防火対象物における防火管理体制の構築、そして、危険物施設の貯蔵、取扱い及び維持管理に係る指導の徹底は、予防行政上、非常に重要な役割を占めております。

近年、全国に目を向けますと、特に高齢者が利用する社会福祉施設、簡易宿泊所、有床診療所等において多くの犠牲者を伴う火災が発生しております。

不特定の方が利用する施設、災害弱者が多数利用する施設、そして、一度災害が発生すると、人的、物的、経済的に甚大な被害を及ぼす危険物施設においては、特に定期的な査察を行い、的確な防火安全指導を行う必要があります。

当消防本部においては、所属毎、火災予防査察規程に基づき、実効性のある定期査察計画を樹立させ、査察を行っているところですが、執行率も全国平均に及ばないため、予防担当日勤者や再任用職員を最大限に活用し対応しているところです。また、査察を適切に実施するための知識、経験を持った査察員を生涯研修の一環として育成するとともに、違反が是正されない事業所等に対しては、厳正な違反処理を実施し、公表制度を活用して、これら施設を利用する方の更なる安全性の向上を目指します。

### ○火災予防査察規程に基づく定期査察の回数（目安）

- |             |         |
|-------------|---------|
| 1) 第1種査察対象物 | 1年に1回以上 |
| 2) 第2種査察対象物 | 2年に1回以上 |
| 3) 第3種査察対象物 | 3年に1回以上 |

※上記以外の査察対象物にあつては、消防署長が必要と認める場合に実施する。

査 察 対 象 物 区 分 表

区 分	項	内 容
第 1 種 査察対象物	1	政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項の防火対象物で固定消防用設備の設置を必要とするもの。
	2	予防規定製造所等
第 2 種 査察対象物	1	政令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで、(16)項ロ及び(17)項の防火対象物で固定消防用設備の設置を必要とするもの。
	2	第1種第2項査察対象物以外の保安監督者製造所等
第 3 種 査察対象物	1	政令別表第1(1)項から(17)項、(第1種第1項及び第2種第1項の査察対象物を除く)までの防火対象物で消防用設備等(政令第7条第4項第2号に定める誘導標識を除く。)の設置を必要とする防火対象物
	2	第1種第2項及び第2種第2項査察対象物以外の製造所等

○当消防本部における防火対象物査察実施率

項 別	防火対象物数	査察実施回数	査察実施率(%)
平成28年度	4, 8 6 6	4 7 2	9. 7
平成29年度	4, 9 2 4	5 5 2	11. 2
平成30年度	5, 1 2 6	9 3 9	18. 3

○全国の防火対象物査察実施率

平成28年度	21. 4%
平成29年度	21. 6%

(消防白書より)

○当消防本部における危険物施設査察実施率

項 別	危険物施設数	査察実施回数	査察実施率(%)
平成28年度	502	127	25.3
平成29年度	492	161	32.7
平成30年度	491	195	39.7

○全国の危険物施設査察実施率

平成28年度	49.1%
平成29年度	50.4%

(消防白書より)

項目の目標

- 査察実施率を全国平均数値にすること。
- 教育・研修により査察に必要な知識を取得させ、また、予防技術検定資格者を計画的に養成し、これら資格者を中心とした専従査察員制の導入を目指す。
- 違反処理を含めた査察執行管理体制の充実強化により、予防課と各署所が一丸となり、管内事業所等の更なる安全性の向上を図ること。



## (2) 地域における救命力の育成等

### ① 応急救護知識の普及

119番通報を覚知してから救急車が現場に到着するまでの所要時間は、救急需要の増幅に伴い、年々延伸しており、平成30年中の当消防本部平均現場到着は9.3分(平成29年中は8.8分)であります。心肺停止患者等が発生した場合、救急車が到着するまでの時間にその場に居合わせた人(バイスタンダー)が速やかに適切な応急手当を施すことにより、救命率が大幅に向上すること、そして、傷病者の社会復帰を含めた予後の改善は明らかです。

日頃からの予防に始まり、いざという時の早期通報、AEDや心肺蘇生法など、傷病者の尊い命を救い、社会復帰に導くこの『救命の連鎖』をより強固にするため、当消防本部は、平成17年よりAED(自動体外式除細動器)を使用した応急手当講習会を開催しております。その結果、バイスタンダーによるAED使用効果も徐々ではありますが増加傾向にあり、更なる実施率の向上を期待しているところであります。

バイスタンダーが応急手当の知識と技術を取得し、何よりも勇気を出し、自信を持って応急救護が行うことが出来るよう、継続的かつ計画的に応急手当講習会の実施を更に推進する必要があります。

当消防本部は、数年前より、定期開催制を導入したため、各定員の関係により受講者の減少が見られております。講師は日勤者や非番者を活用するなど、開催日の再調整を画策するとともに、事業所等との連携により、更なる応急手当普及員を養成し、講習会開催数を増加させ、普及啓発を目指します。

### ○普通救命講習会実施状況

年 度 別	講習会実施回数(回)	受講者数(人)
平成26年度	146	2,628
平成27年度	139	2,258
平成28年度	141	2,187
平成29年度	121	1,831
平成30年度	125	1,578

## 項目の目標

- 事業所等と連携し、応急手当普及員等の育成に努め、普通救命講習会受講者を増やし（昨年度の1.5倍程度）、地域における救命力強化を図ること。

### ②救急車の適正利用の推進

平成30年中の救急搬送人員5,737人の内、入院治療を伴わない、いわゆる軽症者は2,694人で、全体の47%を占めております。本数値は全国平均値である48.6%（平成29年データ）と同程度です。

本来の救急業務は、住民の生命・身体を守る業務であり、タクシー代わりや安易に救急車を要請されることにより、現場への到着時間が遅れ、本当に必要な重篤患者の命を救えなくなる恐れがあります。

消防白書によると、他人通報が多いとされる交通事故における軽症者率はここ数年、75%を優に超えており、また、年齢区分別の軽症者率を照査すると、個別判断が難しい乳幼児・少年層の軽症者率が75%前後を推移しております。

当消防本部は、一時期、軽症者率が55%を超えていたところですが、リーフレットの配布、ホームページ等を活用した広報活動により、少しずつではありますが、減少傾向にあります。しかし、更なる救急体制の充実強化を図るために、傷病に至る前の予防救急の普及に努め、また、民間救急搬送事業等の活用を推進し、更には、国が推奨する適正利用事業を住民全員に周知させ、救急車要請の抑制を目指す必要があります。

### ○当消防本部の救急搬送軽症者率の推移

年 別	搬送人員数（人）	軽症者数（人）	軽症者率（%）
平成26年	5,014	2,512	50.1
平成27年	5,339	2,613	48.9
平成28年	5,307	2,595	48.9
平成29年	5,438	2,549	46.9
平成30年	5,737	2,694	47.0



○全国の事故種別ごとの軽症者率

(%)

項 別	軽症者率全体	急 病	交通事故	一般負傷
平成26年	49.4	48.6	76.6	59.2
平成27年	49.4	48.7	76.6	59.7
平成28年	49.3	48.8	76.5	59.5
平成29年	48.6	48.1	76.0	58.8

(消防白書より)

項目の目標

- 消防訓練指導や救命講習会開催時において、救急事故の原因や身の回りにある危険因子等を住民に広報し、「予防救急」という概念の普及を図ること。
- 国が推奨する「#7119」や「全国版救急受診アプリ」を積極的に活用出来るよう、救急車適正利用事業の周知徹底を図ること。
- 軽症者率を40%前半の数値にすること。



### (3) 危機管理体制の連携強化と防災意識の向上

#### ①大規模・特殊災害発生時の受援・応援体制の強化

東日本大震災や平成27年9月関東・東北豪雨等を教訓とし、過去に例のない自然災害、また、想定を上回るような規模の災害発生時にも適切に対応出来るよう、技術、知識の取得に努めるとともに、関係機関等の連携を更に深め、危機管理体制の強化を図る必要があります。

折しも、本年5月、当消防本部管内において廃材置場火災が発生、局地災害であったにも関わらず、活動内容の制限や水利条件が乏しく、また、燃焼物件からたなびく猛烈な黒煙による環境被害を最小限に食い止めるべく、茨城県消防広域応援隊を要請致しました。関東・東北豪雨災害に続く、2度目の受援となり、反省点を活かした連携活動、情報共有、そして、人員統制を含めた労務管理を実施したところです。しかし、住民の被害軽減を第一に考えますと修正点は多々あり、応援協定の内容等を見直し、更なる相互応援体制の充実のため、定期的な合同訓練の実施、資機材や食糧の統一化を図るなど、応援協力を含めた対応力強化に努める必要があります。

#### ○平成27年9月関東・東北豪雨における応援隊等の出動状況

災害発生日：平成27年9月10日

活動隊名	活動延べ日数	活動延べ隊員数(人)
緊急消防援助隊	8日	2,259
茨城県消防広域応援隊	8日	496
常総広域消防本部	10日	892



○常総市坂手町廃材置場火災

災害発生日：令和元年5月15日

活動隊名	活動延べ日数	活動延べ隊員数（人）
茨城県消防広域応援隊	5日	456
防災航空隊（茨城・埼玉・栃木・福島）	6日	79
消防相互応援（茨城西南広域）	2日	6
常総広域消防本部	13日	674



**項目の目標**

- 消防力を結集して活動するための、より実践的かつ総合的な訓練に積極的に参加し、消防相互の連携を図ること。
- 大規模かつ広域的な災害に備え、隊員の食糧、資機材等備蓄を計画的に進め、将来的にはオール消防で災害に対応出来るよう、活動ロスを防ぐため、資機材等の統一に向け準備を図ること。

## ②関係機関、住民との更なる連携

全国各地で地震や局地的な豪雨災害が頻発し、地域防災力の重要性が増大している一方で、少子高齢化の進展など社会情勢が変化し、次世代の地域防災の担い手を確保することが難しくなってきたと言われております。

このことから、地域コミュニティとの結びつきが非常に強い消防団員を中核とし、また、関係行政機関と連携し、防災士（防災リーダー）の育成に努め、更なる地域防災力の強化を図り、「自助」と「共助」の精神を植え付け、住民の防災意識向上に努めねばなりません。

当消防本部管内で発生した「平成27年9月関東・東北豪雨」の教訓を風化させることなく、広域的な災害が発生した時には、『自分の命は自分で守る。』『地域の安全は地域全体で守る。』を基本とし、消防団、自主防災組織等とスクラムを組み、住民全員が防火・防災に対し関心が持てるよう、災害に強い街づくりを目指します。

### ○構成市の自主防災組織（自治会等）の現況

市町村名	年 別	組織数	組織における世帯数
常 総 市 (石下地区含む)	平成29年	87	13,697
	平成30年	97	12,636
守 谷 市	平成29年	63	17,168
	平成30年	67	19,324
つくばみらい市	平成29年	54	6,261
	平成30年	36	6,261

各年4月1日現在



#### 項目の目標

- 自治会や事業所における防災訓練の実施、支援等を通じて、防火・防災知識や技術の普及啓発を行い、また、地域においては避難行動要支援者等の把握に努め、地域一丸となり、「共助力強化」に努めること。
- 行政機関と連携し、災害時には即、実践活動が出来るような自主防災組織の形成に努め、最終的には、防災組織の世帯カバー率100%を目指すものとする。





## 第四次 常総地方広域市町村圏事務組合消防基本計画

令和元年度～令和10年度

---

令和元年8月 策定

発行 常総地方広域市町村圏事務組合消防本部 総務課  
〒303-0031 常総市水海道山田町808番地  
TEL : 0297-23-0119 (代表)  
FAX : 0297-22-3574  
E-mail : [joso.fd-soumuka@utopia.ocn.ne.jp](mailto:joso.fd-soumuka@utopia.ocn.ne.jp)

---